一般財団法人青森県バスケットボール協会

協力団体振興費交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県のバスケットボール競技に関わる活動の振興を図るため、予算の定めるところにより、各協力団体に対して協力団体振興費を交付するものとし、その交付については、この規程の定めるところによる。

(振興費の対象)

第2条 この規程による協力団体とは、定款第14章第48条に定める「加盟地区団体」(地区協会)及び第51条に定める協力団体(各種連盟)をいう。

(振興費対象事業)

- 第3条 振興費の対象となる事業は、原則として次のとおりとする。
- 2 第2条で定めた協力団体が主催となって行う事業であること。
- 3 各協力団体長から承認を得た事業であること。
- 4 受益者負担の原則に則った計画になっていること。
- 5 年度内の事業とし、残額等次年度に繰り越すことはしない。

(振興費対象経費)

- 第4条 振興費対象経費は、前条に規定する事業を実施するために必要な経費とし、次に挙げる経費を対象とする(詳細は別表)。ただし予算額を超えた交付は行わない。
- ①弁当代・飲み物代
- ②諸謝金
- ③旅費(交通費・宿泊費)
- ④賃借料
- ⑤消耗品費
- ⑥通信運搬費
- ⑦雑役務費
- ⑧備品費
- 2 以下に挙げるものについては対象外とする。
- ①支払金額が確認できる証拠書類等がないもの。証拠書類は原本(コピー不可)とする。
- ②オークションによる購入。
- ③娯楽・接待の費用。

- ④個人の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑤公租公課
- ⑥役員報酬
- ⑦上記の他、個人の利益につながると考えられる費用、社会通念上不適切と認められる経費。

(振興費交付申請手続)

第5条 振興費交付に際して以下の書類を事前に提出すること。事前の申請がなく、事後に申請(請求)した場合、立て替えで支払いが済んでいたとしても振興費の交付は認めない。

- ①申請書(様式①)
- ②事業実施計画書 (様式②-1、②-2)
- ・要項がある場合は添付する
- ③収支予算書(様式③)

(振興費交付の決定・通知)

第6条 専務理事は、前条の報告を受けたときには、事務局と相談・審査を行い、内容が適合すると認めたときに振興費の交付を決定する。1事業の申請が20万円を超える場合は常務会の助言を受けて審査を行う。

(実績報告)

第7条 申請した事業が終了あるいは物品購入等の支払い後は、以下の書類により2週間 以内に事業報告を(残額がある場合は返金も)行うこと。

- ①事業実施報告書(様式②-1、②-2 計画書を赤字で修正)
- ・競技会等で結果がある場合は添付する。
- ②収支決算書(様式④)
- ③証拠書類(領収書等)原本
- ・証拠書類(領収書等)については「会計処理(証拠書類)に関わる規程」により別に定める。ただし、宛名については各地区協会・各種連盟の名称にすること。
- ・同規程に則っていない場合、あるいは紛失した場合(再発行できない場合)は対象外とする。

(振興費の返還)

第8条 専務理事は、振興費の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、 振興費の交付決定を取り消し、または、既に交付した振興費の全部若しくは一部を返還させ ることができる。

- (1) 事業の目的外に振興費を使用したとき
- (2) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき

(3) 事業の実施について専務理事の指示があったとき、その指示に従わなかった場合

(改廃手続)

第9条 この規程の改定または廃止は理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、令和 4年 12月 8日から施行する。